官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁七三）　一
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六九）　二
○国立水産大学の施設及び訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七〇）　二
○肥料を登録した件（農林水産一一三五、一一三六）　三
○航空運送事業の基盤強化に関する方針の一部を改正する告示（国土交通五三二）　三
○運輸審議会から答申があった件（同五三三）　六
〔その他告示〕
○全国交通安全活動推進センターの代表者氏名変更の件（国家公安委二四）　一
○水先免状を無効とした件（同五三四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委五五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委八九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一一二）　六
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委九一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（同九二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一四一）　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　七
官庁事項
登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（同）　八
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配一）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五九）　八
〔公　告〕　八
諸事項
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
会社その他
〔人事異動〕　三〇
内閣　消費者庁　法務省

法規的告示

○金融庁告示第七十三号

ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

日本における主たる店舗　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

その他告示

○国家公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとして指定した一般財団法人全日本交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第十二条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十六日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　全国交通安全活動推進センターの代表者の氏名

変更前の氏名　川村　隆

変更後の氏名　宗岡　正二

二　変更の年月日　令和七年七月八日

○外務省告示第二百六十九号

令和七年六月二十日にポートモレスビーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二千二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　望月寿信在パプアニューギニア大使

パプアニューギニア側　ジャスティン・トカチェンコ外務大臣

令和七年七月十六日

外務大臣　岩屋　毅